

総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和5年10月2日(月曜日)
午前9時30分～午前9時53分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 猶野智和委員長 山中佳子委員
高木法生委員 岡山隆委員
村田弘司委員 山下安憲委員
- 4 欠席委員 坪井康男委員
- 5 委員外出席議員
竹岡昌治議長
- 6 出席した事務局職員
岡崎基代 議会事務局長 石田淳司 議会事務局議事調査班長
阿武泰貴 議会事務局庶務班長
- 7 説明のため出席した者の職氏名
志賀雅彦 副市長 佐々木昭治 総務企画部長
白井栄治 上下水道局長 古屋敦子 総務企画部次長
長田直美 管理業務課長 吉村昌展 施設課長
西村明久 監査委員事務局長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（猶野智和君） ただいまより、総務企業委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案2件につきまして審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

議長、報告事項などございましたらお願ひいたします。

○議長（竹岡昌治君） ありません。

○委員長（猶野智和君） なお、特別会計決算の認定議案1件の審査方法につきましては、議案の質疑の後、必要があれば、市長に出席いただき質疑を行い、その後、討論、採決を行うことといたします。

それでは、審査を始めます。

まず、議案第78号令和4年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。吉村施設課長。

○施設課長（吉村昌展君） それでは、議案第78号令和4年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

主要施策成果報告書は25ページ、各会計歳入歳出決算書は19ページから、各会計決算附属書は137ページからになります。

この事業は、秋吉台・秋芳洞の自然保護と地域の環境衛生向上を目的として、昭和48年度から秋吉台広谷地区を対象に、秋吉地域し尿処理施設の供用を開始しています。

現在、秋吉地域し尿処理施設が老朽していることから、秋吉広谷浄化センター整備事業を計画的に進めておりますが、令和4年度の決算額は、造成工事などの実施により、増となっております。

最初に歳出ですが、主要施策成果報告書の25ページを御覧ください。

下の表になります。イ歳出についてであります。

1 環境衛生事業費では、令和4年度の決算額は8,518万1,000円となっており、2 公債費では、決算額10万1,000円、3 予備費では、決算額0円で、歳出の合計は8,528万2,000円となり、前年度と比較して2,176万3,000円の増でございます。

この主な理由は、秋吉広谷浄化センター整備事業に伴う造成工事などの工事請負費の増によるものでございます。

次に、各会計決算附属書の143ページを御覧ください。

主な支出として、上から13行目中段あたりになりますが、2目施設整備費、12委託料として3,435万1,500円、また、その下14行目、14工事請負費として2,475万8,800円を支出しております。

これは、秋吉広谷浄化センター整備事業に伴う実施設計及び造成工事でございます。

次に、下から10行目になりますが、1目処理場管理費、10需用費として489万9,590円を支出しております。

これは、光熱水費や修繕料でございます。

次に、下から8行目になりますが、1目処理場管理費、12委託料として862万5,014円を支出しております。

これは、秋吉地域し尿処理施設など、施設の維持管理をするための委託料であり、秋吉地域環境衛生施設維持管理業務などの9業務を実施したことによるものです。

次に、歳入ですが、主要施策成果報告書の25ページを御覧ください。

中ほどの表になります。ア歳入についてであります。

1 分担金及び負担金について、令和4年度の決算額は0円でございます。

2 使用料及び手数料について、決算額は371万4,000円で、前年度と比較して、決算額では25万6,000円の減、増減率は6.4%の減でございます。

3 国庫支出金について、決算額は2,871万5,000円となっております。

これは、秋吉広谷浄化センター整備事業に伴う実施設計、造成工事などに係る国庫支出金でございます。

4 繰入金について、決算額は1,928万8,000円で、前年度と比較して、決算額は411万2,000円の増、増減率は27.1%の増でございます。

この理由としては、前年度と比較して歳出総額の増加に伴い、一般会計からの繰入金も増額となったものでございます。

5 諸収入について、決算額は0円となっております。

6 市債について、決算額は3,350万円となっております。

これは、秋吉広谷浄化センター整備事業に伴う実施設計、造成工事などに係る市債でございます。

7 繰越金について、決算額は6万5,000円となっております。

これは、秋吉広谷浄化センター整備事業において、設計委託料を令和3年度から

令和4年度へ繰越しをしておりますことから、令和4年度の歳入に繰越金として編入したものでございます。

以上のことから、歳入の合計は8,528万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 25ページになりますが、処理施設の能力が1日当たり660立米とありますが、現在、この数値っていうのは、どのくらいになってるか分かりませんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 吉村施設課長。

○施設課長（吉村昌展君） 山中委員の御質問にお答えします。

令和4年度の実績となりますけれども、年間の処理水量は14万2,716立方メートルでございます。1日平均391立方メートルとなっておりますのでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） これは、1日当たり660立米を想定しているということは、半分よりちょっと多いぐらいなんですけれども、処理対象区域が秋吉台地区、広谷地区、秋吉台家族旅行村の3地区になっておりますが、これは条例なり規則なりでそういうふうに決まっているものなのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 少しお時間取りましようか。暫時休憩いたします。

午前9時39分休憩

午前9時47分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

この環境衛生事業のこの地域を指定した規定はどこにあるかということの御質問であったかと思うんですけれども、今の美祢市環境衛生施設の設置及び管理に関する条例のこの中に概要が示されておるわけですけれども、その中に第3条に定義とございまして、第3号におきまして、処理区域についての規定がございます。その

中におきましては、環境衛生施設により、汚水を排除することができる地域をいうという規定のみでございまして、とりわけ秋吉広谷地域を指定した時期については確認ができてない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） そうなりますと、この条例をこのとおりに読みますと、秋吉のまちあたりもみんな汚水を排除できる地域ということで、対象になるのではないかと思います。今この時点でこのようなことを言ってもちょっと難しいかもしれませんが、ちょっと御検討願いたいと思います。要望ということでよろしいですか。意見のときにまた申し上げます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本議案について、市長に出席いただき総括質疑を行うことについて、委員の皆さんの御意見をいただきたいと思います。（発言する者あり）それでは、総括質疑は行わないことといたします。

○委員長（猶野智和君） それでは、議案第78号令和4年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） この会計決算には賛成いたしますが、先ほど条例がきちんとしたもので、秋吉台地区、広谷地区、秋吉台家族旅行村ということには限定されていないということですので、もうちょっと上下水道局のほうで検討していただきまして、今から秋芳総合支所も建設されます。そのようなときにもこのコミプラを、この環境衛生事業特別会計なんかも皆、考慮に入れてやられたら、かなり支出も抑えられるのではないかと思います。ぜひ検討していただくということをお願いいたしまして、私の意見といたします。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第78号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定する

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

○委員長（猶野智和君） 次に、議案第81号美祢市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋総務企画部次長。

○総務企画部次長（古屋敦子君） それでは、議案第81号美祢市長等の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

これは個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤りの事案について、職員の懲戒処分を行ったことに対し、市長及び副市長がその責任を重く受け止め、給料の減額措置を講じるに当たり、所要の改正を行うものであります。

市長については1割の減額措置を2か月間、副市長については1割の減額措置を1か月間行うものです。

期末手当、勤勉手当、退職手当につきましては、減額前の給料月額を適用し、算定することとなります。

なお、この条例は、令和5年11月1日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第81号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案2件についての審査

を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから所管事項につきまして何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。
御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前9時53分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年10月2日

総務企業委員長